

多目的ホール（カリヨンプラザ 2F）に係る使用料の 営利（商用）・非営利（非商用）扱いの区分

○営利または営業上の目的で使用される場合（商用）

株式会社・有限会社等の会社組織に該当する団体の使用

個人事業所で、物品等の販売及び一般向け有料セミナー等を開催する場合

○非営利に目的で使用される場合（非商用）

公益法人・特定非営利活動法人・社会福祉法人・学校法人・医療法人・一般社団法人・公益社団法人・士業団体（税理士会・社労士会・司法書士会等）・商店街振興組合・〇〇振興会・商工会議所・商工会・企業ユニオン（労働組合）・地域ユニオン（労働組合）・〇〇協同組合・〇〇共済組合・各種団体

個人及びグループでの受講料等の無い勉強会・研修会等

※非営利該当の団体または個人であっても、販売を伴うもの及び参加費等を徴収して開催する催し物等は、営利扱いの会場使用とする。

※学校法人関係及び各種専門学校などが、有料(受講料等)で行うセミナー等は、営利扱いでの会場使用とする。

※上記既定の営利・非営利の判定において、不明な点が生じた場合は、その都度検討して、項目等を追加し対応する。